

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う対応（改訂）

令和3年4月1日

改訂令和3年6月1日

改訂令和3年11月4日

改訂令和4年4月1日

北見工業大学管理課施設管理室

本学施設の貸付許可に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症が学内において発生することを防ぐため、施設貸付の許可手続きについては以下のとおりとさせていただきます。

御理解と御協力をお願いいたします。

新規の貸付申請について

令和4年度の施設使用に関しては、当面の間停止させていただきます。

なお、公益性のある資格試験等で施設の使用を希望される方は、メールにて御連絡ください。

【連絡先】

管理課施設管理室施設企画係

メールアドレス：sisetu02□desk.kitami-it.ac.jp

※ 送信の際は、□を@へ置き換えてください。

【記載いただく内容】

申請者（団体名、代表者氏名、連絡担当者氏名）

連絡先（電話番号、メールアドレス）

使用用途、使用日時、使用施設、借受の必要な物品

既に仮予約をされた方の貸付申請について

令和4年3月31日迄に仮予約済みの方は、4月1日以降にこちらから改めて予約の確認をメールにて連絡させていただきます。

以下の点を御確認いただいた上で、申請いただくようお願いいたします。

1. 施設貸付け許可の取り消しと使用の中止

次の場合許可した貸付を取り消し、施設の使用を中止させていただきます。

- ・本学の定める「新型コロナウイルス感染拡大防止のための北見工業大学の行動指針（BCP）」のレベルが「3」以上に引き上げることとなった場合。
- ・北海道が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言の対象区域」に指定され、北見市が北海道における「特定措置区域」に指定され

た場合。

2. 十分な感染対策の実施

- ・使用者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言の対象区域」及び北海道においては「特定措置区域」に指定された都市以外の居住者限定とさせていただきます。ただし、前記区域外の方であっても、本学使用日の10日以内に前記区域への往来があった場合は使用をお断りします。あらかじめ関係者へご周知のうえ厳守いただきますようお願いいたします。
- ・使用者全員のマスク着用
- ・使用者全員に手洗いや手指の消毒を徹底するよう周知
- ・使用者全員に対して、入場時前の検温及び手指の消毒実施
- ・使用者全員に適切な間隔を取るよう周知及び誘導
- ・密閉された空間とならないよう適切な室内換気
- ・施設の利用人数を定員の50%以下に制限
- ・消毒液の適切な設置
- ・施設使用後の消毒の実施
- ・保健所等からの新型コロナウイルス感染拡大に係る情報提供に対応できるよう、使用者全員の連絡先等を把握し管理すること。

3. 施設使用後に消毒作業を実施

使用施設の机・イス等の消毒を実施していただきます（有料）。消毒作業については、本学契約の清掃業者を御案内しますので、業者に依頼して必ず実施してください。業者に支払う消毒作業料につきましては、別紙料金表を参考とさせていただきます。

4. その他

今後新たな変異株などによる感染状況の変化が起こるような場合やワクチン接種証明書等の適用など新たな制度が実施された場合は、必要な対応を依頼することもあります。あらかじめご理解のほどお願いいたします。

これら4点を御了承いただいた上、申請書と併せて別紙「**新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対策について**」を御提出ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対策について

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構

北見工業大学長 殿

使用責任者 住 所

団体名

氏 名

TEL

貴学の施設を使用するにあたり、下記対策を講じ感染拡大防止に努めます。

記

1. 使用者全員に、マスクを着用させます。
2. 使用者全員に、手洗いや手指の消毒を徹底するよう周知します。
3. 使用者全員に、施設入場時において検温及び手指の消毒を実施します。
4. 使用者は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言の対象区域」及び北海道においては「特定措置区域」に指定された都市以外の居住者に限定します。また、貴学使用日の10日前に前記区域への往来があった者は使用させません。
5. 密接な接触を避けるため、施設入場から適切な間隔を取るよう使用者全員に周知及び誘導します。
6. 密閉された空間とならないよう適切に室内換気を行います。
7. 密集を避けるため、施設の利用人数を貴学が定める定員の50%以下に制限します。
8. 利用する講義室等の出入り口付近に消毒液を設置します。
9. 施設の使用後は、貴学の指定する清掃業者に委託して、使用施設の机・イス等の消毒を実施します。
10. 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための北見工業大学の行動指針（BCP）」が『レベル3』以上となった場合、使用を中止します。
11. 北海道が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言の対象区域」に指定され、北見市が北海道における「特定措置区域」に指定された場合、使用を中止します。
12. 使用者全員の連絡先等を把握し、必要に応じ保健所等に情報を提供します。

新型コロナウイルス感染症対策

机・いす等消毒作業料金表

2022/4/1

使用施設	円 (税込)	使用施設	円 (税込)
A 1 0 1 講義室	6,800	B 1 1 1 講義室	6,300
A 1 0 2 講義室	6,600	B 2 1 1 講義室	7,400
A 1 0 3 講義室	5,900	B 2 1 2 講義室	5,200
A 1 0 4 講義室	6,000	B 2 1 3 ゼミ室	5,200
A 1 0 5 講義室	6,800	B 2 1 4 ゼミ室	5,200
A 1 0 6 講義室	6,800	C 1 2 1 講義室	7,300
A 1 0 7 講義室	6,800	C 1 2 2 講義室	13,200
A 2 0 1 講義室	5,900	C 2 2 1 講義室	7,300
A 2 0 2 講義室	6,000	D 3 0 1 講義室	4,900
A 2 0 3 講義室	6,000	E 1 3 1	7,300
A 2 0 4 講義室	5,900	E 2 3 1	6,600
A 2 0 5 講義室	5,900	E 2 3 2	5,900
A 2 0 6 講義室	5,900	E 2 3 3	5,600
A 2 0 7 講義室	6,400	共通講座ゼミ室 2	3,900
A 2 0 8 ゼミ室	4,400	多目的講義室	8,400
A 2 0 9 ゼミ室	4,400	ミーティングルーム 1	5,100
1号館アトリウム	6,900	講 堂	20,600
第1会議室	6,900		
第2会議室	5,300		
第3会議室	4,300		

※消毒部・・・机、イス、ドアノブ、スイッチ類等及び付近のトイレ